

男女の賃金の差異

区 分	男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）
全労働者	63.50%
正職員	79.87%
嘱託職員	105.12%
フルタイムパート	92.31%
短時間パート	67.98%

- 対象期間：令和5年度（R5.4.1～R6.3.31）
- 賃 金：賞与は賃金の対象。通勤手当、奨励手当等は対象外
- 算出方法：男女ともに平均年間賃金を算出し、女性を男性の平均年間賃金で除した割合
- 短時間パート：社会保険未加入者